

広島市立大学学生寮管理業務仕様書

公募型プロポーザル説明書

1 業務内容

(1) 業務名

広島市立大学学生寮管理業務

(2) 履行場所

ア 学生寮「もみじ」 広島市安佐南区大塚東三丁目 4番 2～5号

イ 国際学生寮「さくら」 広島市安佐南区大塚東三丁目 4番 6号

(3) 業務内容

別紙「広島市立大学学生寮管理業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

2026年4月1日から2029年3月31日までの3年間

(5) 上限額

本業務に係る1年間の委託料の上限額は、次のとおりとする。

28,512,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

なお、委託期間中に消費税率が引き上げられた場合は、委託料を増額するなどの適切な措置を講じる。本学からの委託事業者への支払は、毎月払とする。

(6) 事業担当課

広島市立大学事務局学生支援室（学生支援グループ）

住所：〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目 4番 1号

電話：TEL 082-830-1522

E-mail: gakusei@m.hiroshima-cu.ac.jp

2 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

(1) 公立大学法人広島市立大学契約規程第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 2025年度において、広島市競争入札参加資格者として「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目の「30-15 その他」又は「施設維持管理業務」の登録種目「56 常駐警備」に登録されている者であること。

(3) 参加申込時に広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(4) 公告の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、公立大学法人広島市立大学の指名停止措置又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取り消しを受けていない者であること。

(5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 公募型プロポーザル参加申込

(1) 申込期間

公示日から2026年2月9日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出場所

前記1(6)に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）及び必要な添付書類を前記1(6)に持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと）で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

資格確認後、速やかに参加資格確認結果通知を発送する。

4 履行場所の現地確認

本プロポーザルへの応募を検討している者であって、履行場所の現地確認を希望する者に対し、2026年2月2日（月）に現地確認を実施する。現地確認を希望する場合は前日1月30日（金）までに前記1(6)の事業担当課まで連絡すること。

なお、当日、急遽、現地確認ができない場合には別途調整を行う。

5 質問の受付と回答

(1) 提出期限

2026年2月4日（水）午後5時15分

(2) 提出場所

前記1(6)に同じ。

(3) 提出方法

仕様書等に関する質問書（様式4）を作成し、電子メールにて提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、質問を受け付けた日以後において、質問者にメール等で直接回答するとともに、広島市立大学ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 企画提案書の構成

ア 表紙

「広島市立大学学生寮管理業務提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し、押印すること。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には、社標など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

イ 企画提案

(ア) 仕様書に示す本学の要求事項を基本として、提案者の経験や知見を活用し、本業務が最大限成果を上げるために提案を行うこと。

(イ) 記載に当たっては、専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。また、写真、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

(ウ) 「広島市立大学学生寮管理業務提案依頼事項」に示す各項目の記載内容に基づいて記載すること。

- (イ) 提案された内容については、追加仕様として取扱うので、提案に当たっては業務見積書の範囲内で実現可能なものを記載すること。
 - (オ) 提案内容において仕様書等にはない追加事項等がある場合、業務見積書に記載した金額に含まれる経費としてすべて受注者の負担とする。
- (2) 業務見積書の提出
- 企画提案書とともに業務見積書を業務費内訳の確認のため提出すること。ただし、契約の締結に当たっては、別途見積書の提出を求める。
- (3) 提出部数等
- ア 提出部数 正本 書面 1 部
副本 書面 7 部
 - イ 書式体裁 大きさは、A4 判とし、20 頁以内とする。（表紙及び目次、決算資料等は含めない。）
(資料やイメージ図など、見やすくするため A3 判を使用する場合は、A4 判の大きさで三ツ折にすること。)
 - ウ その他 企画提案書は 1 者 1 提案とし、2 以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。
- (4) 提出期限及び提出場所等
- ア 提出期限 2026 年 2 月 24 日（火） 午後 5 時 15 分
 - イ 提出場所 前記 1(6) に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。期限までに必着のこと。）
により提出すること。

7 企画提案内容の説明（プレゼンテーション）等

提出された企画提案書等について、企画提案参加者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、次のとおり対面式で実施する。

- (1) 日時
2026 年 3 月上旬を予定
- (2) 場所
広島市立大学 本部棟 2 階大会議室
- (3) 方法
企画提案の内容について、提出した企画提案書等をもとに説明を行うものとし、プレゼンテーション及び質疑応答を行う（1 提案当たり、プレゼンテーションを 20 分以内、質疑応答から退室までを 15 分以内で行う。）。パソコンを使用して説明を行う場合は、プロジェクター、スクリーン、指示棒などは本学で準備したものを利用すること。なお、プレゼンテーションに使用するパソコンについては、持参すること（本学で準備する予備のパソコンを使用する場合は、企画提案書等のデータを USB に保存し持参すること。）
- (4) その他
詳細については、企画提案参加者に別途通知する。

8 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、本学が設置する広島市立大学学生寮管理業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。
委員長 教育・学生支援担当理事

副委員長 法人経営担当理事
委員 学生支援担当副理事
事務局総務室長
事務局学生支援室長

(3) 審査基準

「広島市立大学学生寮管理業務提案依頼事項」に示す評価基準による。

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において審査された提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を本業務の契約の受託候補者として特定する。

ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、提案内容が本学の求める最低水準（6割）に達していないと判断された場合は受託候補者としない。

イ 合計得点の最高位の者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

9 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、速やかに全ての参加者に、書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

審査後に、企画提案参加者全員の名称及び評価結果、受託候補者の特定結果等について、企画提案参加者に通知するとともに、本学ホームページで公表する。

10 全体スケジュール（予定）

- ・ 1月27日（火） 公示
- ・ 2月 2日（月） 履行場所の確認（前日まで連絡必要）
- ・ 2月 4日（水） 質問書の受付期限
- ・ 2月 9日（月） 参加申込締切日
- ・ 2月24日（火） 企画提案書の提出期限
- ・ 3月上旬 企画提案書の説明（プレゼンテーション）等
- ・ 3月中旬頃 審査結果通知予定
- ・ 3月下旬頃 契約締結予定

11 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者と見積合わせを実施の上で、随意契約を締結する。

なお、契約金額は、企画提案書等として提出された見積り金額を1年間の委託料の上限額とする。

(2) 契約を締結する場合において、受託候補者は契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に本学を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、本学に当該契約書を提出したときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約を締結する。また、特定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金程度の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を本学に支払うものとする。

- (4) 受託候補者との協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積合わせを実施の上、随意契約をする。

1.2 その他

- (1) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書が、その申込期限までに提出されなかつた場合は、企画提案書等を提出できない。
- (3) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案参加者の負担とする。
- (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等の提出期限後における差替え及び再提出は認めない。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等について、虚偽の記載その他不生行為をした場合は、失格にするとともに指名停止その他の措置を行うことがある。
- (7) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等に関する内容は、受託候補者特定の目的以外に企画提案参加者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年3月29日広島市条例第6号）第7条に基づく開示請求があつたときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除き、開示請求者に開示する。
- (8) この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者特定結果の公表までの間において、本契約に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にすること、働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、失格にするとともに指名停止その他の措置を行うことがある。
- (9) この実施要領に定めるもののほか、この公募型プロポーザルを行うために必要な事項が生じた場合には、本学が審査委員会委員長と協議の上これを定め、企画提案参加者に通知する。
- (10) 最終的な仕様・内容については、特定した受託候補者の企画提案を基本とし、本学と十分に協議した上で決定する。

1.3 問い合わせ先

前記1(6)に同じ。